

# 看護師の特定行為研修・研修終了後の実施にかかる ご理解、ご協力をお願い

当院は、厚生労働省「特定行為にかかる看護師の研修制度」の協力施設です。また、特定行為研修を修了した看護師が複数在籍しています。

研修中の看護師が医師の指示を受け、特定の医行為を実施することがあります。また研修を修了した看護師が同様に医師の指示を受け、特定行為を実施することがあります。

医師と連携し安全には十分配慮して行いますが、患者さんはいつでも拒否を申し出ることができ、それにより何ら不利益を被ることはありません。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

「特定行為にかかる看護師の研修や研修終了後の特定行為実施」についてご相談がある場合には、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

## 問い合わせ先

当院をご利用いただく患者さん及びご家族の皆様からの治療や入院生活、医療安全などさまざまなご相談やご意見を受け付けております。お気軽にご相談ください。

### 相談日及び相談時間

- 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- 担当窓口 専門職（電話 代表：0827-34-1000）
- 責任者 副院長 田中屋 宏爾